

「財産」について

伊 東 富 昭

町村事務における「財産」がいかなるものとして法的に位置づけられているかを、末松偕一郎著『地方自治要義 全』(一)に沿って確認してみたい。

地方団体の財務行政(財政)は第一次収入と第二次収入とから成り立っている。まず、第一次収入とは、①財産より生ずる収入、②使用料および手数料、③過料および過怠金、④その他法令により地方団体に属する収入であり、これをもって費用を支弁し、不足ある時は第二次収入である①租税、②夫役現品、③公債等をもって支弁することになっている。

そもそも地方団体の財産には、行政財産と財政財産の二種類がある。行政財産(公用財産、公有財産)とは、直接公共的行政の目的に供せられる財産であつて、建物・敷地・備品など直接公用に供する物と営造物のように公共の使用に供する物がこれに属す。また財政財産(収益財産、私有財産)は、公共的使用を直接の目的とはせず、財政上の収入を得ることを主たる目的とする財産で、田畑・森林・家屋その他動産資本などを指す。

町村制では「第五章 町村ノ財務 第一款 財産營造物及町村税 第八十九条」において「収益ノ為ニスル町村ノ財産ハ基本財産トシ之ヲ維持スヘシ 町村ハ特定ノ目的ノ為特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得」とされている。

一八九九(明治三十二)年に制定された「罹災救助基金法」(法律第七十七号)は府県を対象とし、最少額を五十万円とする。また、それまでの「備荒儲蓄法」による府県備蓄金をこれに繰り入れる、

としている。「備荒儲蓄法」とは、一八八〇(明治十三)年に制定され、翌年から施行されたもので、非常の凶荒・不慮の罹災窮民に食糧・小屋掛料・農具料・種穀料を賑給する事、罹災者に租額を補助し、または貸与することを目的とした。財源には府県における土地所有者から地租の一定割合の金額を公貯させる貯蓄金と、政府支出の補助貯蓄金が充てられたが、後者はあくまでも前者の補助を建て前としたため、実質的増税として松方デフレの中で不評を買った。

一般基本財産とは「収益ノ為ニスル財産」であり、収益財産に限定して考えるべきである。ところが、旧法(一九一一年)〈明治四十四年〉の市制町村制改正以前を指すか?では単に「不動産積立金穀等ヲ以テ基本財産ト為ス」制となっており、財産そのものより直接収益を生ずることのない市役所・町村役場、小学校の敷地・建物、墓地・火葬場など、行政財産をも基本財産として維持していたので、基本財産の名称自体全く無意義となり、法律が特に基本財産を設ける趣旨に適合しないのみならず、財産収益の状況が分からず財産監督上の不便が少なくなく、かつその整理に無益な煩勞が多かった。

一般基本財産より生ずる収入は市町村の一般支出に充て、費途に制限なきを原則とする。

これに対し、特別の基本財産または積立金穀等というのは、水道の修繕、公園の維持、伝染病院の建設、備荒貯蓄など、特定の目的に供するために設けられるものである。また、学校、幼稚園、図書館のための基本財産または積立金については、旧地方学事通則第九条に明記されていたが、改正地方学事通則において、学区に關しては市町村の財産に營造物に關する規定を準用する旨を規定しており、町村制第八十九条の特別基本財産、積立金穀として設けられた。

また、町村制百十二条（市制百三十二条、府県制百十七条）では、公債及び一時借入金について述べられている。

公債は負債を償還するため、自己の永久の利益となるべき支出をなすため、または天災事変等のため、必要がある場合に限り、起債可能なるものである。ただし市町村会、または府県会の決議が必要で、その際、起債の方法、利息の定率、償還の方法についての決議を要す。また、一時借入金は予算内の支出をなすために、市参事会、町村会、または府県参事会の議決を経て可能であるが、償還は、その会計年度内の収入をもってしなければならぬ。「永久の利益となるべき支出」とは、上下水道、衛生設備、教化事業などをいう。

二

「財産」関連の実務について、川口村に関するものを「鎌倉郡役所文書」から一例引いてみよう(2)。

通牒

明治四十三年十一月十八日

鎌倉郡役所

川口村長 岩田九郎右衛門殿

其方片瀬山本百太郎ヨリ境川筋堤塘付官有地畑地へ開墾ノ目的ヲ以テ使用ノ義出願ノ処本件ハ目下ノ処詮議難被及候趣申越候条願出及却下候也

内土第一、一七八号（朱筆）

通牒

明治四十三年十一月十四日

内務部長 堀 信次「神奈川県事務官之印」

鎌倉郡長 原田千之介殿

御部内川口村片瀬山本百太郎ヨリ境川筋堤塘付官有地畑地へ開墾ノ目的ヲ以テ使用ノ義出願ノ処本件ハ目下ノ処詮議難被及候

条其旨願人へ御示達願書下戻方取計相成度候

内容は片瀬の山本百太郎から出された「境川筋堤塘付官有地」を畑地として開墾したいという使用願が「目下ノ処詮議難被及」という理由で却下されたというものである。事務処理の経路としては、出願を受けた川口村役場（村長岩田九郎右衛門）から鎌倉郡役所（郡長原田千之介）、そして神奈川県内務部（内務部長堀信次）という上申および下達ルートを知ることができる。

三

「川口村事務報告」(3)に載せられた「財産」の項目では、各財産項目の郵便貯金局などへの預金額などが記載されている。

郵便貯金局へは「川口村基本財産」「衛生恩賜金」「衛生基本財産」「日露戦役記念小学校基本財産」「川口小学校基本財産（大正九年より）」「川口村片瀬一部共有財産」「川口村江ノ島一部共有財産」という全項目の財産が預けられている。唯一の他銀行は、大正四（一九一五）年に「川口村片瀬一部共有財産」中の二千元を預け入れた経国銀行のみである。その他では、大正二、三年に同じく「川口村片瀬一部共有財産」から各百円づつ「国債証券」を、大正四年に同じく百円で「国庫債券」を、また大正四年に「川口村基本財産」中の千円で「神奈川県農工債券」を買入れたことが分かる。

村財政レベルでは、郵便貯金局への預金の比重が高いことがあらためて認識できよう。

市町村の財産管理については、市制町村制によって市町村会の議決を経なければならぬことになっている。町村制第四十条で「町村会ノ議決スヘキ事件」として挙げられる項目の中に、「基本財産及積立金穀等ノ設置管理及処分ニ関スル事」「財産及當造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規程アルモノハ此ノ限ニ在ラス」とある(4)。しかしそれぞれの事項について、一々市町村会の議決を経ることなど、煩瑣にわたり、また時間の浪費ともなるので、あらかじ

め市町村会の議決を経て、一定の管理方法を定めておくのが便利とされていた。

その財産管理規程の雛形(5)には、「第四章 現金 第十条 現金ハ郵便貯金、大蔵省預金、信用組合貯金又ハ確實ナル銀行ニ利附預入レト為シモノトス 前項ノ預金貯金ノ証書ハ市(町村)役場備置ノ金庫ニ格納シ金庫ヲ開閉スルトキハ特ニ注意スルモノトス 第十条 現金ノ運用ハ左ノ範圍ヲ出ツルコトヲ得ス 一 甲種国債登録ヲ為シ又ハ国債証券、府県債証券、勸業債券、貯蓄債券、興業銀行債券、北海道拓殖銀行債券、府県農工銀行株券債券ヲ購入シ若ハ其ノ募債ニ応スルコト 二 収益ノ確實ナル土地ヲ購入スルコト」とされており、川口村での財産運用もこの規程に依っていたことが確認できる(ただし「国庫債券」というのが雛形には見られない)。

四

日露戦役記念小学校基本財産については、藤沢町の町会議案・議事録が残されている(6)。

藤沢町戦役記念小学校基本財産蓄積及管理規程

第一条 本町ハ戦役記念トシテ明治四十一年ヨリ向十八年間小学校基本財産ヲ蓄積ス

第二条 本規程ニ依リ蓄積スル財産ハ之ヲ明治三十七八年戦役記念小学校基本財産ト称ス

第三条 基本財産トシテ蓄積スルモノ左ノ如シ

一、小学校卒業生ノ特志ニ因ル報恩寄附金

尋常科卒業生 一人金貳拾錢以上

高等科卒業生 一人金五拾錢以上

二、蓄積財産ノ利子

第四条 基本財産ノ蓄積ハ第一条ノ期間内之ヲ停止又ハ廃止スルコトヲ得ス

第五条 基本財産ハ第一条ノ期間終了ノ翌年度ヨリ其利子ヲ教

育費ニ充用スルコトヲ得

第六条 基本財産ハ町会ノ議決ニ依リ一ヶ年ヲ越ヘサル期間ヲ

以テ確實ナル銀行ニ利付預ケト為シ又ハ郵便為替貯金管理所ニ預ケ入若シクハ確實ナル有価証券ヲ購入スルモノトス

第七条 基本財産ハ預ケ入ヲ除ク場合ノ外凡テ之ヲ歳入出予算ニ計上ス

右之通り制定

これは藤沢町での規程ではあるが、川口村でも同様の規定が設けられていたものと考えられる。とするならば、川口村での諸財産項目の郵便局等への預金がこうした法的裏付けのもとでなされていたことが確認できよう。

「藤沢町戦役記念小学校基本財産蓄積及管理規程」は明治四十一年(一九〇八)年四月一日に藤沢大坂町、鵜沼村、明治村が合併して藤沢町となり、六月十九日に開かれた第一回藤沢町会の関連資料として残されたものである。この他に町会会議規則をはじめ十点の規則・条令の類が制定された。議事録等も検討された植山淳氏によれば、さして議論された様子もなく、すんなりと議決されたという。規則や条令などすでに町村制が施行されているのだから、合併前の町村で使用されていたものが、合併後の旧町村間の利害対立さえクリアーできれば、町名を改めるだけで大枠ではそのまま使えるということであろうか。また各規則・条令には雛形が当然用意されていて、もめる余地すらなく、当日審議された議題が幸いにも旧町村間対立の要素を持たないものであったということも考えられる。

ところが県にも「日露戦役記念学校基本財産蓄積及管理規程」というものが設けられている(7)。

神奈川県告示第二十八号

神奈川県日露戦役記念学校基本財産蓄積及管理規程通常県会並

県参事会ノ議決ヲ経内務大臣文部大臣ノ許可ヲ得テ左ノ通之ヲ

定ム 明治三十九年二月二十日 神奈川県知事 周布公平

神奈川県日露戦役記念学校基本財産蓄積及管理規程

第一条 本県ハ戦役記念トシテ明治三十九年度ヨリ学校基本財産ヲ蓄積ス

第二条 本規程ニ依リ蓄積スル財産ハ之ヲ日露戦役記念学校基本財産ト称ス

第三条 本基本財産トシテ蓄積スルモノ左ノ如シ

一 県立中学校 県立高等女学校 生徒入学校

二 本財産ヨリ生スル収入

第四条 本基本財産ノ蓄積ハ明治三十九年度以後五十年間ハ之ヲ停止若ハ廃止スルコトヲ得ス

第五条 本基本財産ヨリ生スル収入ハ前条ノ期間満了ノ翌年度ヨリ教育費ニ充ツルモノトス

第六条 本基本財産ハ一ヶ年ヲ超ヘサル期間ヲ以テ確實ナル銀行ニ利付預ケト為シ又ハ大藏省理財局ニ預ケ入若ハ確實ナル有価証券ヲ購入シテ保管スルモノトス

第七条 本基本財産ノ収支ハ之ヲ特別会計ト為スモノトス

県と町村の規程を比較すること自体に無理があるかもしれないが、明確な違いは、基本財産蓄積のための財源として、県には県立学校の入学校という、ある程度しつかりしたものがあるのに引き替え、藤沢町にはそうしたものが全く無く、ただ小学校卒業生からの寄附金に頼るといった財政的脆弱さが見られるという点であろう。

また基本財産の蓄積期間が、県は明治三十九年度からの五十年間、藤沢町は二年遅れて明治四十一年からの十八年間とされている点である。満期終了後、県は「基本財産ヨリ生スル収入」、藤沢町は「其利子」と文言は異なっているものの同質と考えられる財産の使途が共に「教育費」とされている。日露戦役記念(小)学校基本財産蓄積というのは、蓄積財産自体はそのままとして、利子収入のみ当てにした、長期的展望を持つ財政政策であったといえようか。

注

(1) 帝国地方行政学会 大正十二、七、三十一 初版発行。

(2) 神奈川県立公文書館所蔵。同館所蔵の郡役所関係文書は『郡役所文書件名目録』(一九九〇、三、三〇) 同館の県立文化資料館時代に作成されたもので検索できる。整理番号「郡」5-18「明治四十三年 回議綴土木」中の「80 山本百太郎出願境川筋堤塘畑地開墾不許可通告」より。

川口村長岩田宛の文書には鎌倉郡役所の回議用紙が用いられており、第三二五九号の番号が付され、郡長原田の印が押されている。また「明治43年11月18日仕出」「十一月十八日発送済」とあり、發送印、主任印ともに内久保(?)、および「合評」欄の「掛」印は青木大治郎となっている。

(3) 藤沢市史料集七『藤沢市事務報告書(2)大正編』昭和五七(一九八二)、九、一 藤沢市文書館発行。

(4) 明治四十四年改正町村制(法律第六十九号)。

(5) 大塚辰治『市町村事務必携』昭和四、七、四 自治館発行、五七八頁。第七章 市町村の財務 第一款 財産 第七項 財産の管理及処分 第二目 財産管理規程」より。

(6) 藤沢市文書館所蔵。本史料の存在は、京浜歴史科学研究会第十二回総会記念行事 公開シンポジウム「明治・大正期の町村像をめぐって」で行われた、植山淳氏による「役場文書に見る町村の実態」の報告の中で紹介された。

(7) 「神奈川県公報」第千八百八十七号、明治三十九(一九〇六)年二月二十日発行。この規程はのちに一部改正されている。

神奈川県告示第四十七号

明治四十一年二月二十四日 神奈川県知事 周布公平

第三条第一号ヲ左ノ通改正ス

一、県立学校(師範学校ヲ除ク)生徒入学校

(「神奈川県公報」号外、明治四十一年二月二十四日発行)

(一九九六、十、三 稿了)